



令和 8 年 3 月 17 日
内閣府地方創生推進事務局

第 49 次中心市街地活性化基本計画の認定について

本日、中心市街地活性化基本計画について、下記のとおり、内閣総理大臣による認定が行われましたのでお知らせします。

記

1. 第49次中心市街地活性化基本計画の認定団体について（11計画）

1. 横手市 [新規] (秋田県)	7. 山形市 [第4期] (山形県)
2. 長井市 [第3期] (山形県)	8. 大垣市 [第4期] (岐阜県)
3. 長野市 [第3期] (長野県)	9. 川西市 [第4期] (兵庫県)
4. 浜松市 [第3期] (静岡県)	10. 倉敷市 [第4期] (岡山県)
5. 伊勢市 [第3期] (三重県)	11. 松山市 [第4期] (愛媛県)
6. 長崎市 [第3期] (長崎県)	

※認定回数及び市町村コード順

2. 参考資料

(別添) 中心市街地活性化制度概要及び第 49 次認定自治体の計画概要

各詳細については、別添資料及び内閣府HPを御確認ください。

・内閣府地方創生推進事務局HP

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/r07.html>

以上

【問合せ先】

内閣府 地方創生推進事務局

<中心市街地活性化班>

担当：西村、白石（TEL：03-5510-2209）

E-mail：g.chukatsu@cao.go.jp